

世界文化遺産の緩衝地帯に関する韓日比較研究

- 昌徳宮と二条城を事例に -

Comparative study on the Buffer Zone of World Cultural Heritage in Korea and Japan
: Case studies on Changdeokgung Palace and Nijo-jo Castle

李珣媿

Lee, Soonmi

1. 序論

(1) 研究の背景と目的

韓国の文化財保護法には文化財と世界遺産の周辺地域を規制する「歴史文化環境保存地域」という制度がある。2015年にこの制度に関する改善案が発表され、現在も検討が続いている。一方、同じ2015年に京都では世界遺産の緩衝地帯における開発に対し住民の反対があり、緩衝地帯に関する特別法の制定を京都市が国へ要請した¹⁾。緩衝地帯は、世界遺産を管理する上で重要な課題であると言える。

世界遺産の緩衝地帯(以下、緩衝地帯)は「世界遺産条約履行のための作業指針(以下、「作業指針」)第104項によると、「推薦資産の保護を目的として推薦資産を取り囲む地域に設けられる補完的な利用・開発規制である」とされている²⁾。韓国でも日本でも広い面積が緩衝地帯に設定されているが、関連する指針は少ない。

既往研究として、Kang、Dong-Jin(2006)³⁾は文化財を都市型・非都市型・歴史的集落に分類しその類型によって緩衝地帯の運営方法を提案したが、緩衝地帯の設定の必要性和役割は言及されていない。また、韓国文化財庁も政策研究⁴⁾を多数実施してきたが、「歴史文化環境保存地域」の問題点を前提に規制の改善方を模索した内容が大半である。日本では、京都の世界遺産のバッファゾーンにおける景観整備に関する山本栄一郎ら(2010)の研究⁵⁾、沖縄の世界遺産のバッファゾーン及びその周辺地域における景観形成と保全に関する宋暁晶・池田孝之(2010)の研究⁶⁾があり、景観規制に関する研究が多い。

これまで制度の成立背景を踏まえて世界遺産登録前後から現在まで緩衝地帯で起きた変化を把握した研究はない。そこで、本研究は世界遺産委員会での議論を背景に、韓国と日本の事例の検討を通じて緩衝地帯の効果と役割を考察することを目的にした。

(2) 研究の方法

第2章1節(国際的議論)では、文献調査として「作業指針」、国際会議の資料と、2008～2019年まで世界遺産委員会会議録を用いて分析した。

第2章2、3節(韓国、日本における議論)と第3章(昌徳宮の緩衝地帯)、第4章(二条城の緩衝地帯)では、文献調査、現地調査、空中写真の分析、京都市関係者へのヒアリング(2019.9.3.)を行った。文献調査は、まず、緩衝地帯に関する韓国の概況と昌徳宮に関して世界遺産登録推薦書、『文化財庁50年史』(2011)、文化財委員会会議録、東亜日報・京郷新聞・ハンギョレ新聞・毎日経済新聞記事(1984～2018年)等を用いた。次に、緩衝地帯に関する日本の概況と二条城に関しては世界遺産登録推薦書、『文化財保護法五十年史』(2001)、京都市ホームページ資料、京都新聞(2000～2018年)、朝日新聞(1985～2018年)等を用いた。

(3) 事例の選定理由

韓国の昌徳宮(1997年登録、ソウル市所在)と日本の二条城(古都京都の文化財、1994年登録)(図-1)はいずれも、世界遺産登録時から20年以上経ち、緩衝地帯の変遷を把握するに十分であること、開発の圧力が高い都心部に所在し、開発に対する規制の効果把握する意義があること、二条城は、京都市の世界遺産の中で唯一管理団体が公共機関(自治体)であり、同じく公共団体(国)が管理している昌徳宮と比較可能であることから研究対象とした。

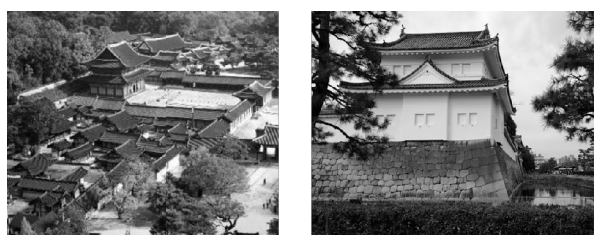


図-1 昌徳宮(左)と二条城(右)⁷⁾

2. 緩衝地帯の設定及び管理に関する議論

(1) 国際的議論

(i) 世界遺産条約履行のための作業指針

「作業指針」において緩衝地帯に関する条文の変化は4回あった。1977年の「作業指針」では、世界遺産へ登録を申請する時、緩衝地帯を遺産の周辺に設定できるとされ、その時周辺環境に適切な保護措置を講じることが規定された。1980年の「作業指針」では、遺産の保存に必要な場合に緩衝地帯を設定することが示されたが、判断は締約国に任されていた。

1988年の「作業指針」では、緩衝地帯をもう一つの保護の網として「利用に制約が加えられた遺産の周辺地域」と定義され、従前の周辺環境の保護から新たに開発に対する制約、規制が求められた。2005年の「作業指針」では、大幅な改編が行われ、緩衝地帯は遺産の効果的な保護のために設定するという目的が新設され、周辺環境(setting)の保護範囲も具体化された。1980、1988年と同様に緩衝地帯の設定に関する判断は締約国に任されているが、「緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を登録推薦書に明示すること」になり、事実上義務化されたと考えられる。さらに緩衝地帯の境界の変更も委員会の検討事項であることとされた。

(ii) 国際専門家会議及び宣言等

緩衝地帯と関連する国際専門家会議及び宣言等を表-1のように整理した。まず「歴史都市の発展と完全性に関する奈良セミナー」はアジアの歴史都市の完全性を保護するための提案が示された。次に「周辺環境に関するICOMOS西安宣言」では周辺環境の意義と、周辺環境を保護するため緩衝地帯の設定や遺産影響評価が言及された。

「緩衝地帯に関する国際専門家会議」では緩衝地帯は遺産のOUVと完全性を保護する役割があるが、その中にOUVを含んではいないことと、全ての遺産に緩衝地帯が必要ではなく、緩衝地帯は保護管理の

一つの手段であり「作業指針」上の他の制度や方法と補完、統合されなければならないことが示された。さらに、緩衝地帯は世界遺産登録による利益を地域社会と利害関係者が共有し持続可能に利用できるメカニズムであるとされたが、この点は作業指針にはない内容だった。しかし「メカニズム」の具体的な方法は示されていない。さらに周辺環境がOUVの部分或いは全体である場合は遺産の一部とし、周辺環境にOUVがない場合は緩衝地帯に統合されるのが望ましいと区別した。

一方、「世界文化遺産の完全性に関する国際専門家会議」(2012年)では、文化遺産において完全性をより具体的に定義するために「機能的・構造的・視覚的完全性(functional、structural and visual integrity)」に言及した。続いて「視覚的完全性に関する国際専門家会議」(2013年)では、視覚的完全性の明確な定義はされなかったが、重要な景観、風景、眺望点そして形態を有することであり、遺産が持つ視覚的特性であると同時に、周辺環境との視覚的関係でもあると判断された。同会議では、緩衝地帯の内外における主に高層ビルによる視覚的完全性への影響が議論されたが、結論として視覚的完全性は遺産の保護管理全般に関連しているので、「視覚的完全性に対する影響」より「遺産のOUVに対する視覚的影響」と捉える方が適切であると判断された。

(iii) 世界遺産委員会で議論された内容(2008～2019年)

緩衝地帯に関する国際専門家会議が開催された2008年以降の世界遺産委員会会議録の遺産の保全状況を対象に「buffer zone」をキーワードに検索した結果、7A(危機遺産)、7B(世界遺産)から緩衝地帯について言及された案件総495件を抽出した。さらに495件を遺産別に再整理した結果、7Aでは28件、7Bでは149件で、合計177件の遺産があった。地域ごとにみると、表-2のようでヨーロッパと北アメリカが最も多く、その次がアジアであった。さらに議論された内容を見ると緩衝地帯の設定から保護規制、関係者との協力・統制まで一連の流れが確認された。

表-1 緩衝地帯と関連する国際会議等に関する年表

年度	会議・宣言等名
1999年	歴史都市の発展と完全性に関する奈良セミナー
2005年	周辺環境に関するICOMOS西安宣言
2008年	緩衝地帯に関する国際専門家会議
2011年	歴史的都市景観に関する勧告(HUL)
2012年	世界文化遺産の完全性に関する国際専門家会議
2013年	視覚的完全性に関する国際専門家会議

表-2 世界遺産委員会で緩衝地帯に言及した世界遺産数

区分	アフ リカ	アラブ	アジア	ヨーロッパ と北アメリカ	ラテンア メリカ	合計
7A	4	9	5	5	5	28
7B	20	16	36	54	23	149
合計	24	25	41	59	28	177

世界遺産委員会では、緩衝地帯を設定し規制を定め、軽微な境界変更の件として提出することを求めている。初めての議論の際に緩衝地帯が設定されていなかった遺産は65件(全体の約37%)であり、設定自体が重要な課題であることがわかった。「境界の設定」以降も周辺環境の保護や、開発が遺産に及ぼす視覚的影響を回避又は予防するための「境界の変更」、遺産と緩衝地帯との境界を明確にするための「遺産範囲の変更」が議論された。さらに保護規制として、遺産全般の保護管理の観点から緩衝地帯の設定等を含む「包括的保存管理計画(Comprehensive Management Plan)」を策定し、都市計画等地域の計画へ統合させることが求められた。都市計画の規制では、ゾーニング規制、高層開発に対する高さ規制やファサード及び屋根に関するデザイン規制、特別区域計画(Special Area Plan)が議論され、遺産と周辺環境の保護の観点から「都市計画の改善」が求められた。さらに、ほぼ全ての開発行為に対し「遺産影響評価(Heritage Impact Assessment、以下「HIA」)」の実施が、特に2011年以降は「HIAに関するICOMOSガイドライン」に従うことが求められた。また、こうした流れの中で「関係者の役割」についても議論された。たとえば、世界遺産委員会によって新築許可の中止や既に建設された道路の解体、締約国に対する調整委員会の設立、地方政府のため明確な規制の確立、住民の参加等が要請された。

世界遺産委員会の議論では、遺産のOUVと完全性、真正性、周辺環境の保護、開発の規制・予防が中心であり、緩衝地帯の持続的な利用に関しては議論されていなかった。さらに規制による保護の対象が示された58件の中で、最も多かったのは26件の遺産で言及された「視覚的(visual)」という言葉だった。視覚的完全性(visual integrity)、視覚的影響(visual impact)、視覚的特性(visual perspective)、視覚的影響を受けやすい地域(visually sensitive areas)、視覚的及び機能的連携(visual and functional linkage)、視覚回路(visual corridor)等である。26件中ヨーロッパと北アメリカ地域の遺産が半分以上である。審議内容を見ると、緩衝地帯の設定及び拡大、保存管理計画の確定、HIAの実施と視覚影響研究と共に、特に高層ビルの制限、都市計画の改善、デザイン・建築ガイドライン等が議論された点が特徴だった。

(2) 韓国における議論⁸⁾

13か所の世界遺産登録推薦書から緩衝地帯に掛か

っている法律を整理すると、文化財保護法が12か所、都市計画法が10か所の緩衝地帯に適用されていた。

文化財保護法では、図-2のように1962年の制定時に導入された保護区域から始まり、2000年から文化財又は保護区域の境界線から最大500mの範囲において建設工事が文化財の保存に及ぼす影響を検討する区域(文化財保存影響検討区域)が設定され、さらに2011年から文化財保存影響検討区域は歴史文化環境保存地域に改正され制度を整えてきた。また2006年からは文化財ごとに開発行為を検討するための許容基準が告示され、全国的に同様の仕組みが施行されている。

課題として、2000年代から訴訟の増加が挙げられる。2010年から2013年にかけて歴史文化環境保存地域を、目的が類似する都市計画の保存地区と統合させる計画があったが、統合には至らなかった。2015年は、全国的な規制緩和の影響で歴史文化環境保存地域が改善すべき規制に選定された。

(3) 日本における議論

16か所の世界遺産登録推薦書から緩衝地帯を規制する法律を整理すると、景観条例・景観法が15か所、都市計画法が13か所の緩衝地帯に掛かっていた。文化財保護法では1950年の制定時(遡ると1919年の史蹟名勝天然記念物保存法)から環境保全に関する条項があるものの適用された事例がない。緩衝地帯の設定や規制は遺産によって多様である。本研究では登録資産の数が最も多い京都市を中心に検討した。

朝日新聞からキーワード「下鴨神社」で検索し、2015~2017年まで京都市の下鴨神社の緩衝地帯におけるマンション建設に対する住民の反対を分析した。結果は京都市が指導し建物配置や意匠等が景観に配慮した内容となったが、一方、住民が反対したのは親しまれる自然景観に影響があることと神社の財政難であり、課題に対応するためには景観規制だけでは不十分だったと考えられる。

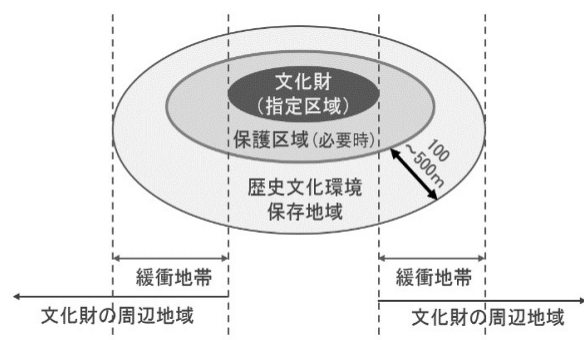


図-2 文化財、保護区域、歴史文化環境保存地域の概念図

3. 昌徳宮の緩衝地帯

(1) 文化財の概要と緩衝地帯の規制⁹⁾

昌徳宮は1405年に建てられ、朝鮮王朝の中心的な宮殿として利用された。昌徳宮の建築と庭園は自然との調和を重視した例として価値が高い。

保護区域は1973年に昌徳宮の東側と西側の石垣の一部と、敦化門(昌徳宮の正門)から約10mの空間が指定されている。2000年、文化財保存影響検討区域はソウル市の文化財保護条例によって文化財または保護区域の境界線から100mの範囲が設定された。2010年には文化財保存影響検討区域の許容基準が告示され、現在も適用中である(図-3、表-3)。2011年には文化財保存影響検討区域が歴史文化環境保存地域に変更され世界遺産の緩衝地帯に再画定された。

1985～2017年の文化財委員会会議録から昌徳宮に関する案件を整理した結果、保護区域、文化財保存影響検討区域・歴史文化環境保存地域で保留・否決

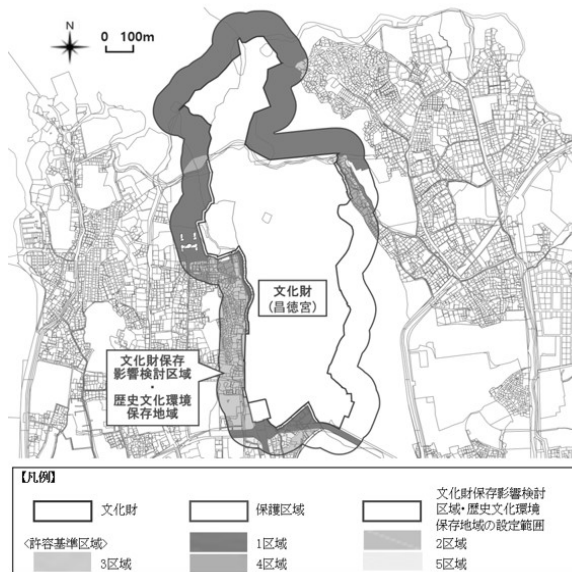


図-3 昌徳宮の歴史文化環境保存地域の許容基準

表-3 昌徳宮の歴史文化環境保存地域の許容基準

区分	許容基準	
	陸屋根の建築物	勾配(10:3以上)のある屋根の建築物
1区域	保存区域(個別審議区域)	
2区域	建築物の高さ: 5m以下	建築物の高さ: 7.5m以下
3区域	建築物の高さ: 8m以下	建築物の高さ: 11m以下
4区域	建築物の高さ: 11m以下	建築物の高さ: 14m以下
5区域	建築物の高さ: 14m以下	建築物の高さ: 17m以下
共通事項	既存の建築物・施設物の範囲内での改築・増築は許容する。 建築物の高さは塔屋・階段室・昇降機塔等を含めて計算する。 昌徳宮の東北側(文廟の隣接地域)は昌徳宮の指定・保護区域の石垣より建築物の高さを制限する。	

された33件から、規制の目的は、文化財に相応しい景観、史跡(石垣)の保存、つながる地形・自然環境、空間の意味などだった。景観を中心(16件)に遺産の持つ環境の連続的な保存を周辺地域に求めていることが確認された。一方、2007年には正門近くの新築申請の不許可に対する訴訟で国(文化財庁)が敗訴したことから、都心部に所在する文化財の景観に関する検討の不十分さが明らかになった。現在は歴史文化環境保存地域における許容基準を考慮していない都市計画の課題が考えられる。

(2) 空間の変化

世界遺産の登録年度に一番近い1996年を基準に世界遺産登録前の1984年と2019年の空中写真を比べた¹⁰⁾。また、変化の様相を、建築物・建築物の他(駐車場)・敷地・街区・道路に分け、街区を基準に緩衝地帯と、緩衝地帯に隣接した外部地域を比較するため街区別に番号を付けた。さらに建築物を形態の変化・新築・撤去に区分し変化の件数を集計した。その結果、次の4点が明らかになった。①昌徳宮の周辺地域における変化の件数は、表-4のように1996年以降全般的に減少したが、街区別に差異があった。②建築物と道路の変化が著しかった。③屋根を基準にコ字形、開いたロ字形等を韓屋型に分類した結果、韓屋型から一般型への変化の件数が緩衝地帯と外部地域共に最も多かった。④対象地に宿泊施設が92か所(緩衝地帯23か所、外部地域60か所)あり、そのうち韓屋は50か所だった。韓屋は2010年以降宿泊施設として活用され昌徳宮の周辺にホテルの新築を抑える役割もあったと考えられる。現在の保護制度として「ソウル特別市韓屋支援条例」(2009年制定)、「ソウル特別市韓屋等建築資産の振興に関する条例」(2016年制定)では、市長の責任の下でソウル市の積極的な介入と役割を求めている。特に後者は地区計画と結び付け韓屋の残された地域の総合的な管理・支援を目指していることに特徴があった。

(3) 新聞記事に見る関係者の活動

東亜日報等からキーワード「昌徳宮」で検索し記事146件を収集した。最も多かったのは、昌徳宮の

表-4 昌徳宮の周辺地域における変化の件数(単位: 件)

区分	1984-1996年	1997-2019年	合計
緩衝地帯	396	288	684
外部地域	575	270	845
合計	971	558	1529

南側と東側に所在する、宗廟（国史跡、1994年世界遺産登録）と昌慶宮（国史跡）の間の道路にトンネルをつくり、地上部を修景して宗廟と昌慶宮が繋がっていた元の姿を復原する内容で23件あった。景観は改善されるように見えるが、道路の拡幅による遺産への影響をコントロールするために文化財委員会の審議が12回あった。住民に関しては、昌徳宮の西側の北村地域を中心に24件あった。生活の不便や韓屋保存の努力に関する内容が多かったが、一方で昌徳宮の南側の享化門路周辺の不況の原因を世界遺産周辺の規制のためとする内容があり、同じ文化財の周辺地域でも区域別に状況が違うことが確認された。

4. 二条城の緩衝地帯

(1) 文化財の概要と緩衝地帯の規制

二条城は、1603年に造営され、1939年に二条城の外堀を囲む道路も含めて国の史跡に指定された。

1930年、都市計画法による風致地区が鴨川、東山、北山等を中心に指定され、1931年には二条城（二條離宮）の周囲も追加指定された。1972年に「市街地景観条例」が制定され、二条城の周辺は美観地区（第1、第2種）に設定された。制限高さは、15m（第1種）と20m（第2種）であり、形態・意匠に関して周辺の町並み、歴史的建造物と調和し均整の取れたものであることが規定され、1994年世界遺産登録の際、美観地区が緩衝地帯に設定された。2007年、京都市の新景観政策が導入された後、二条城とその周辺は「歴史遺産型美観地区」に設定され、建築物等に関するデザイン基準が定められている。また、「京都市眺望景観創生条例」（2007年制定）に基づき、優れた眺望や借景の眺めを保全するため、建築物や工作物の高さ、形態意匠の制限を行っている。二条城においても、視点場である境内地から500mの範囲が「近景デザイン保全区域」に設定され、視点場から視認することができる建築などを行う場合は市長への届出が必要である（事前協議制度）。二条城の緩衝地帯の規制の目的は、景観（眺望）とデザインが中心になっている。

京都市担当者へのヒアリングによると、推薦当時どのぐらいの広さが適切で、内容はどのようにあるべきかという議論がないまま現在に至っている。京都市は厳しい景観規制を実施しており、現時点で緩衝地帯に対し改善をする予定はない。一方、登録資産と異なり緩衝地帯に特化した国の規制や支援がないため、現行制度以上の制限を課すことに限界が

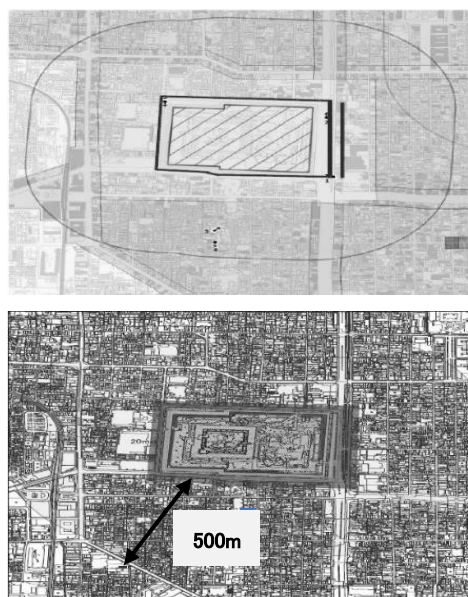


図-4 歴史遺産型美観地区(上)、近景デザイン保全区域(下)¹¹⁾

ある。したがって、遺産とその緩衝地帯を一体的に保全し魅力を向上させるため、緩衝地帯のあり方や特別法の制定、財政的な支援制度の創設など、国策としての取組が必要であるとした。

(2) 空間の変化

空中写真は世界遺産の登録年度に一番近い1990年を基準に、世界遺産登録前の1982年2019年の写真を昌徳宮と同じ方法で比べた¹²⁾。その結果次の5点が明らかになった。①二条城の周辺地域における変化の件数は、表-5のように1990年以降全体的に増加したが、街区別に変化に差異があった。②著しい変化は建築物と駐車場だった。③屋根を基準に「平入り」の「瓦葺」を町家型とし分析した結果、建築物は特に町家型から一般型への形態の変化の件数が緩衝地帯と外部地域共に最も多かった。④対象地に宿泊施設が94か所（緩衝地帯28か所、外部地域66か所）あるが、そのうち町家は55か所あった。町家は2012年以降宿泊施設として活用されホテルの新築を抑える役割もあったと思われる。現在の保護制度として「京都市京町家保全及び継承に関する条例」（2017年制定）は町家の保全を所有者、解体工事業者、

表-5 二条城の周辺地域における変化の件数（単位：件）

区分	1982-1990年	1991-2019年	合計
緩衝地帯	154	467	621
外部地域	248	697	945
合計	402	1164	1566

行政等すべての関係者の責任として捉えていることに特徴があった。さらに⑤駐車場¹³⁾が219か所(緩衝地帯98か所、外部地域121か所)あるが、それを利用者別(観光客・住民・専用)に分けると住民向けの駐車場の件数が減少している。またほぼ全ての駐車場が民間によって運営されている。

(3) 新聞記事に見る関係者の活動

京都新聞と朝日新聞からキーワード「二条城」で検索し合わせて89件の記事を

を収集した。数が多かった内容は、二条城のバス駐車場の北西側に移転する件が18件あり、樹木の伐採による景観の消失や住環境の悪化に対する住民の反対によって文化財内部管理へも影響があった。一方、二条城から東南部の商店街を中心にした町おこしの活動が14件あり、二条城と住民・地域社会との連携の記事が18件あった。

5. 結論

世界遺産委員会において緩衝地帯に関する議論は周辺環境の保護から始まり開発規制が加えられ、境界の設定から管理計画の樹立、都市計画の改善、遺産影響評価が求められている。また高層ビルの新築による視覚的影響等、視覚的要素が重視され、高さ規制、デザイン規制が求められている。韓国の緩衝地帯では文化財保護法が、日本の緩衝地帯では景観条例・景観法が適用されているが、それぞれ課題があり、昌徳宮と二条城の規制を見ると、高さ規制、デザイン規制等、両国ともに景観中心の規制をしている。その一方、いずれも周辺地域の変化が街区別に差異があること、韓屋や町家の伝統的家屋が消えていること、文化財内外の管理に住民の反対があることに共通点があった。伝統的家屋の保存はいずれも進行中であると思われるので、住民の反対と街区別変化を中心に緩衝地帯の今後のあり方を考察した。

(1) 生活への影響と合意形成の不足

開発の影響をより客観的に評価し、規制の内容を誰にでもわかりやすくする必要がある。規制に対する財政支援も必要である。また、世界遺産観光と活用によって駐車場等文化財と周辺地域が抱える負担を解決するためにはそれを遺産と住民だけの問題ではなく市全体の対応が必要である。

(2) 住民に親しまれていた景観の消失

緩衝地帯の関係者にとって身近な価値ある景観を探す取組が求められる。さらに、遺産の内部だけ整備するのではなく、緩衝地帯を含む周辺地域が文化

財とつながる空間として、二条城と昌徳宮の周辺にある街路樹や公園を拡大・整備することや、町家又は韓屋のような伝統的な家屋群が保存活用され、世界遺産に入る前から遺産の雰囲気を感じられる文化的な価値があふれる空間を提案したいと考える。

(3) 街区別による特徴と利用

街区別に変化や住民の活動に差異があることを鑑みると、遺産の保存に必要な区域、地域活性化や住民生活が共存できる区域等、街区ことに異なる規制、総合的な管理が包括的管理計画に規定され、都市計画に反映させることが必要である。

最後に緩衝地帯を通して守ろうとしている遺産のOUV又は視覚的完全性を含め遺産の完全性に関して今後多く議論され緩衝地帯の現場に共有されればと考える。

謝辞

本研究では、京都市の景観政策課、文化財保護課、元離宮二条城事務所の皆様から多くのご教示をいただきました。記して御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 京都市ホームページ: <<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000185297.html>>, 2019. 12. 26. 参照
- 2) 文化遺産オンライン: <http://bunka.nii.ac.jp/Special_content/h_13_2F>, 2019. 12. 26. 参照
- 3) Kang, Dong-Jin: Establishment of Buffer Zone Management Concept for the World Cultural Heritage in Korea: Journal of Korea Planning Association 41(1), pp.7-20, 2006
- 4) 文化財庁: 文化財の類型別による歴史文化環境保存地域における許容基準の改善方案: 文化財庁、2015の他
- 5) 山本栄一郎: 京都世界遺産のバッファゾーンにおける景観整備に関する研究-清水寺をケーススタディとし: 日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集 9(0), pp. 69-72, 2010
- 6) 池田孝之ら: 琉球遺産群のバッファゾーン及びその周辺地域における景観形成と保全について-首里城跡、中城城跡、斎場御嶽を事例として: 日本建築学会計画系論文集 75(652), pp. 1463-1470, 2010
- 7) (左)文化財庁: 『文化財庁50年史』、p.15、2011、(右)筆者撮影
- 8) 李珣媛、黒田乃生: 韓国における文化財保護法による文化財の緩衝地帯の適用に関する考察: ランドスケープ研究 82(5)、pp. 599-604, 2019
- 9) 前掲7)
- 10) ソウル特別市空中写真サービス <<https://aerogis.seoul.go.kr/app/mainfrm/agnosis.do>>、NAVER<<https://m.map.naver.com>>
- 11) (上)京都市ホームページ<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000253/253348/14_nijyoujyo.pdf>、(下)京都市: 「京都市眺望景観創生条例基準集」、p.39、2018
- 12) 地図・空中写真閲覧サービス<<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>>、google map(2019年)
- 13) 京都市精密住宅地図: 中京区(吉田地図、1981年)、京都市精密住宅地図: 中京区(吉田地図、1991年)、ゼンリン住宅地図(2019年)